

医師の働き方改革 C-2水準の適用と申請の現状

サステイナブル産婦人科医療体制確立委員会
中川慧

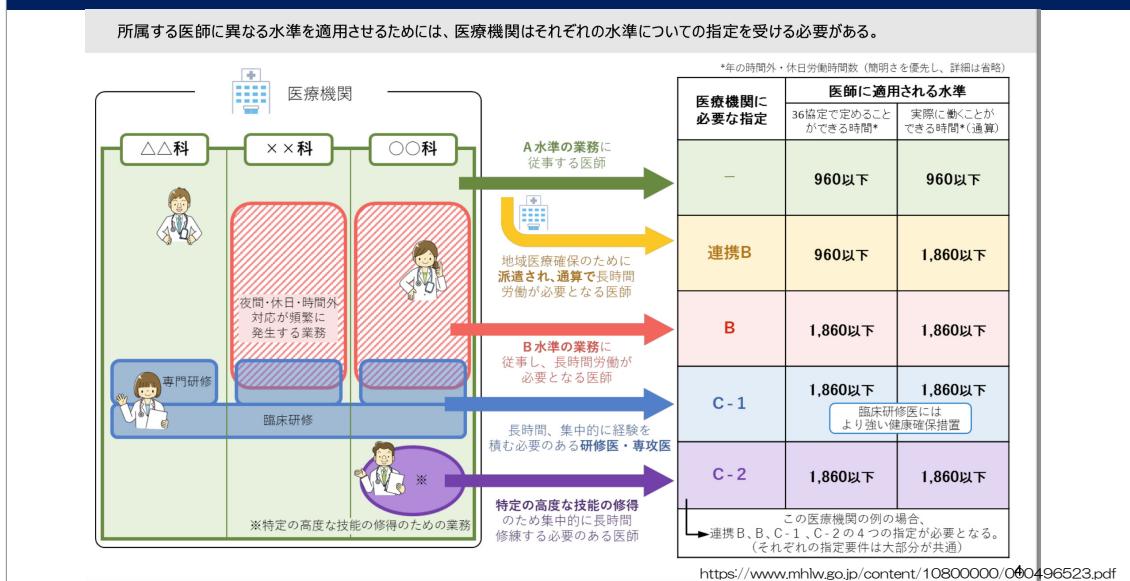
利益相反

2023年度拡大サステイナブル委員会

利益相反状態の開示

筆頭演者：中川慧
開示すべきCOI：なし

2024年4月からの特例水準



各施設では最大で4つの水準の申請が必要になる

水準	長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A水準	(臨時に長時間労働が必要な場合の原則的な水準)	960時間
連携B水準	地域医療の確保のため派遣先の労働時間を通算すると長時間労働となるため	1,860時間 (各院では960時間)
B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
C-1水準	臨床研修・専攻医の研修のため	1,860時間
C-2水準	高度な技能の修得のため 個人・施設それぞれの申請が必要	1,860時間

※いずれにおいても年360時間を超える場合は36協定が必要
裁量労働制の上限は一般職と同じ720時間/年

C2水準とは

- ・2024年から始まる医師の働き方改革の時間外労働規制で上限が960時間に定められるが、修練、技能維持のためにそれを超える時間外労働が必要な際に、**各個人**に認められる水準。
- ・申請は**施設、個人両方の認定**が必要になる
- ・原則的には基本学会の専門医取得後、サブスペシャルティの修練に当たる際にA水準を超える時間外労働が必要なケース、専門医の維持等の、高度な技能を維持するために継続した時間外労働が必要になるケース等が考えられる。
- ・C2水準認定を受けた医師は、**自施設、他施設（認定外）**合わせて1860時間の時間外労働が可能になる。

詳細の案内はC2水準HPもご参照ください
(検索エンジンで「C2水準 申請」等入力すれば出ます)
<https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp>

C2水準の考え方

C-2水準の対象技能となり得る具体的な技能の考え方

C-2水準の対象技能となり得る具体的な技能

「C-2水準の対象分野」において「C-2水準の対象技能となり得る技能」であって、その「技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる業務」が存在するもの

具体的には

1

「C-2水準の対象分野」に該当

日本専門医機構の定める基本領域(19領域)において、
高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる医療の分野



産婦人科として該当

2

「C-2水準の対象技能となり得る技能」の考え方方に該当

我が国の医療水準を維持発展していくために
必要とされる、医学研究や医療技術の進歩により
新たに登場した、保険未収載の治療・手術技術
(先進医療を含む)

まつは
良質かつ安全な医療を提供し続けるために、
個々の医師が独立して実施可能なレベルまで
修得・維持しておく必要があるが、基本領域の
専門医取得段階ではそのレベルまで到達する
ことが困難な技能

**2：ほぼ右の要件を想定
(先進医療等で申請する
場合は、左側の内容で申
請してください。
例：子宮移植
胎内治療など)**

3

「技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる業務」の考え方方に該当

次のア～ウの1つ以上に該当

- ア) 診療の時間帯を選択できない現場でなければ修得できない
- イ) 同一の患者を同一の医師が継続して対応しなければ修得できない
- ウ) その技能に関する手術・処置等が長時間に及ぶ

**ア～ウで該当するもの
を選択してください。
(複数可)**

産婦人科専門医の取得要件

- a) 分娩症例150例以上、ただし以下を含む((4)については(2)(3)との重複可)
- (1) 経腔分娩:立ち会い医として100例以上
- (2) 帝王切開:執刀医として30例以上
- (3) 帝王切開:助手として20例以上
- (4) **前置胎盤症例(あるいは常位胎盤早期剥離症例)の帝王切開術執刀医あるいは助手として5例以上**
- b) 子宮内容除去術、あるいは子宮内膜全面搔爬を伴う手術執刀10例以上(稽留流産を含む) なお、子宮鏡下手術は子宮内膜全面搔爬を行なった場合のみ含まれます
- c) 膜式手術執刀10例以上(子宮頸部円錐切除術、子宮頸管縫縮術を含む)
- d) 子宮付属器摘出術(または卵巣嚢胞摘出術)執刀10例以上(開腹、腹腔鏡下を問わない)
- e) **単純子宮全摘出術執刀10例以上(開腹手術5例以上を含む)**
- f) 浸潤がん(子宮頸がん、体がん、卵巣がん、外陰がん)手術(執刀医あるいは助手として)5例以上(上記 e)との重複可)
- g) 腹腔鏡下手術(執刀あるいは助手として)15例以上(上記 d)、e)と重複可)
- h) **不妊症治療チーム一員として不妊症の原因検索(問診、基礎体温表判定、内分泌検査オーダー、子宮卵管造影、子宮鏡等)、あるいは治療(排卵誘発剤の処方、子宮形成術、卵巣ドリーリング等)に携わった経験症例5例以上(担当医あるいは助手として)**
- i) 生殖補助医療における採卵または胚移植に術者・助手として携わるか、あるいは見学者として参加した症例5例以上
- j) 思春期や更年期以降女性の愁訴(主に腫瘍以外の問題に関して)に対して、診断や治療(HRT含む)に携わった経験症例5例以上(担当医あるいは助手として)
- k) 経口避妊薬や低用量エストロゲン・プロゲスチン配合薬の初回処方時に、有害事象などに関する説明を行った経験症例5例以上(担当医あるいは助手として)

2023年度 産婦人科専門医制度の概要と申請の手引き より抜粋

C2個人審査様式

第17回 医師の働き方改革の推進に関する検討会(令和4年3月23日)にて公開。1人1計画。

技術研修計画の申請書			
申請番号	年 月 日	申請者	※申請者は記載不要
(ア)申請者に関する情報			
フリガナ	性別		
氏名	生年月日		
申請者の連絡先			
電話番号	医師登録番号		
e-mail			
就労の場所(予定している医療機関)			
就労場所	医療機関名		
□内閣府登録(自由記入)			
医師登録証明(複数選択可)			
■その他の登録			
□ ① 内科専門医(認定専門医)	□ ⑧ 呼吸器専門医	□ 15. 臨床神経専門医	□ 22. 小児精神専門医
□ ② 小児精神専門医	□ ⑨ 耳鼻咽喉科専門医	□ 16. 敗血症専門医	□ 23. 産科専門医
□ ③ 感染症専門医	□ 10. 泌尿器科専門医	□ 17. 形成外科専門医	□ 24. 痛風専門医
□ ④ 痒疹科専門医	□ 11. 臨床神経専門医	□ 18. リハビリテーション専門医	□ 25. 運動機能障害専門医
□ ⑤ 眼科専門医	□ 12. 痒疹科専門医	□ 19. 合成医療専門医	□ 26. 痛風専門医
□ ⑥ 整形外科専門医	□ 13. 整形専門医	□ 20. 痒疹科専門医	□ 27. 痛風専門医
□ ⑦ 産婦人科専門医	□ 14. 痒疹専門医	□ 21. 痒疹科専門医	□ 28. 痒疹専門医
■その他の登録			
□ ⑧ 一般化外専門医	□ ⑨ フルマー専門医	□ ⑩ 心臓血管専門医	□ ⑪ 心臓血管外専門医
□ ⑩ 一般外専門医	□ ⑪ 心臓血管専門医	□ ⑫ 小児外科専門医	□ ⑬ 小児心臓血管専門医
□ ⑪ 中耳鼻咽喉科	□ ⑫ 心臓血管専門医	□ ⑭ 乳幼児専門医	□ ⑮ 乳幼児心臓血管専門医
□ ⑫ 中耳鼻咽喉科	□ ⑬ 心臓血管専門医	□ ⑯ 内分泌外科専門医	□ ⑰ 内分泌心臓血管専門医
□ ⑬ 分子代謝科専門医	□ ⑭ 心臓血管専門医	□ ⑰ 放射線診断専門医	□ ⑱ 放射線治療専門医
□ ⑭ 原因不明疾患専門医	□ ⑮ 心臓血管専門医	□ ⑱ 放射線診断専門医	□ ⑲ 放射線治療専門医
□ ⑮ 原因不明疾患専門医	□ ⑯ 心臓血管専門医	□ ⑲ 放射線診断専門医	□ ⑳ 放射線治療専門医
□ ⑯ 原因不明疾患専門医	□ ⑰ 心臓血管専門医	□ ⑳ 放射線診断専門医	□ ㉑ 放射線治療専門医
■その他① ()			
■その他② ()			
■その他③ ()			
□その他他の記入欄が足りない場合は、申請に関する専門医資格を提出して記載してください。			
■その他他の記入欄が足りない場合は、申請に関する専門医資格を提出して記載してください。			
□その他他の記入欄が足りない場合は、申請に関する専門医資格を提出して記載してください。			
(イ)技術研修計画(※必ず申請医師本人が記載してください)			
(1) 審査計画期間 (一度に申請できるのは最多5年)			
開始 () 終了 ()			
(2)技術の内容			
種類(基本)(複数) ※複数ある場合は複数記入して下さい ※記載する技術は必ず記載して下さい	技術名	例: 手術に係る各種手術およびその用具充実度	
C-2本道の対象者となり得る 医師の方々(必ず記入して下さい)			
医師が少子化社会の医療活動に貢献するために、多くの医師が抱えて実現可能な 医師としての役割を担うために、医師の専門性を活かして医療活動を 実現するための医師としての役割を担うことを目標とする医師			
技術の修得にむけた学習 長時間労働規制などによる適応 例: 他の医療機関で医療活動を行なっており、忙しくなければ医療活動を行なう 医師の場合は医療機関での医療活動を行なうことを目標とする医師			
(3)当該技術の専門性に関する技術の修得予定期間			
申請する専門性に主目的に診療に携わる 専門性(認定専門医・登録専門医)			
技術修得にかかる時間(申請専門医) ※技術修得にかかる時間(申請専門医)			
1年目			
合	合	合	合
合	合	合	合
合	合	合	合
合	合	合	合
合	合	合	合
※時間が不足する場合は適宜、余白持ててください。			
(4)その他、技能修得のために必要な東京			
(ウ)申請した技術分野の当該医療機関におけるC-2本道の指定について			
□既定業 □指定申請中 □既時申請			
(エ)審査結果			
□技術研修計画は、自らの医業に基づき作成しており、作成した技術研修計画の実施内容は 医師の技能向上のため、やむを得ず600時間以上の時間外・休日労働を必要とする。			
(医療機関内での承認手続きは)			

C2個人審査様式

技術研修計画の申請書

(ア) 卒業者に関する情報

性別: 男 女

年齢: 20歳未満 21歳以上

学年: 1年生 2年生 3年生 4年生

連絡先: 家族 友人 学校 会社 公共機関 その他

医療機関名: 病院 整形外科 診療所 先進医療施設 研究施設 訓練施設 その他

就職希望地: 東京都 横浜市 大阪市 名古屋市 神奈川県 神奈川県外 その他

希望専門資格 (複数選択可)

その他の領域

その他の資格

いづれの専門医資格も保有していない場合は、申請に関する専門医資格を優先して記載してください。

専門医資格を保有していない場合に、特記すべき事情があれば自由記載

申請者に関する情報を記載
氏名、連絡先、医籍番号、医籍登録年度等

研修予定医療機関に関する情報を記載
都道府県、医療機関名等

申請者の保有専門医資格を選択
基本19領域専門医等
選択肢が無い場合、その他の欄へ自由記載

専門医資格を保有していない場合に、特記すべき事情があれば自由記載

C2個人審査様式

研修計画期間 (最長3年) を記載
技能研修計画は研修医療機関が変更となる場合は新規で申請が必要となる。

技能の内容を記載

- 領域 (基本19領域から選択)
- 技能名 (臓器または病態と医療行為を組み合わせて技能名を作成)
- C-2水準の対象技能となり得る技能の考え方 (いずれか選択)
- 技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる根拠 (複数選択可)

当該技能の修得に関する技能の研修予定期例数を記載

- 1行目は申請するC-2水準の技能の修得のために最も関連の強い個別の技能/技術
- 2行目以降は申請するC-2水準の技能の修得にために必要とされる個別の技能/技術を想定されるだけ記載
- 件数は計画年別に記載
- 所属医療機関の年間見込み症例数も記載

基本的に産婦人科

技能に名前をつける施設と個人が同じ技能名で申請してください。

**ほぼ下段を想定
上段は、先進医療や研究ベースの医療等
例：子宮移植 胎内治療**

次頁以降で解説

適切な理由を選んでください。(複数回答可)

(イ) 技能研修計画 ※必ず申請医師本人が記載してください

(1) 研修計画期間 (一度に申請できるのは最長3年)

開始: 終了:

(2) 技能の内容

申請する技能の内容について記載する。
申請する技能の内容について記載する。
申請する技能の内容について記載する。

(3) 当該技能の修得に関する技能の研修予定期例数

申請する技能の修得のための年間見込み症例数を記載する。複数回答可。

(4) その他、技能修得のために必要な業務

申請する技能の修得のために必要な業務を記載する。

厚生労働省より公開されたC2水準個人様式例

(2) の技能名例

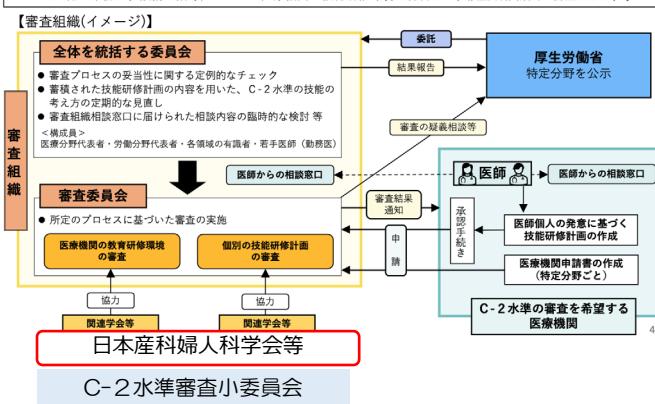
No	C-2水準の技能名
1	異常妊娠における母体と胎児に対する周産期管理
2	周産期における母体と胎児の異常に対する管理
3	異常妊娠に関するその周産期管理
4	周産期における状態と胎児の異常に対する管理

(3) の技能名例

申請するC-2水準の技能の修得のために必要とされる個別の技能／技術等	技能修得のために主体的に診療に携わる研修予定症例数(計画年度別)			所属医療機関の年間見込み症例数
	1年目	2年目	3年目	
妊娠28週未満の超早産管理	9 件	9 件	9 件	55 件
胎盤遺残の管理	2 件	2 件	2 件	16 件
妊娠高血圧症候群の管理	22 件	22 件	20 件	120 件
産後異常出血の管理	15 件	15 件	15 件	120 件
双胎妊娠の管理	8 件	8 件	8 件	54 件
糖尿病合併妊娠・妊娠糖尿病	20 件	20 件	20 件	150 件
前置胎盤の帝王切開	2 件	2 件	2 件	20 件
常位胎盤早期剥離症例の管理	1 件	1 件	1 件	10 件
胎児疾患の診断と説明	5 件	5 件	5 件	60 件
パルスドップラー法を用いた胎児血流測定	100 件	100 件	100 件	2200 件

サステイナブル産婦人科医療体制確立委員会 C-2水準審査小委員会

□ 審査組織については、C-2水準の審査業務に相当の専門性が必要になると想定されることから、関連学会等に協力を得る必要があるが、具体的な組織の運営方法については、以下のように、厚生労働省からの委託の形とし、各領域の関連学会等から審査への参加や技術的助言を得ることとする。
 □ 技能研修計画は、審査組織で審査を行うこととし、研修予定の具体的な技能の名称のみで審査が行われるのではなく、その計画内容を含めて審査が行われるものとする（個人の記載する当該技能の修得のために予定する症例数及びその他の業務と、設備や指導医といった医療機関の教育研修環境を総合して、技能研修計画は審査される）。



施設・個人
それぞれが申請

C2水準施設審査のポイント

原則的にC2水準の施設基準を満たしていると考えられる施設

専門医制度プログラムの基幹施設
母体・胎児専門医研修施設（関連施設・連携施設含む）
婦人科腫瘍専門医修練施設
内視鏡技術認定修練施設

これらの施設では、施設認定証を添付して提出してください。

一定の条件でC2水準の施設基準を満たしていると考えられる施設
生殖専門医修練施設（土日の採卵等に対応など）

一律には施設水準を満たしているとは考えにくいため、個別の対応を要する施設
女性医学専門医修練施設

上記に加えて、年間分娩数、手術件数、緊急手術件数、産婦人科関連の救急搬送受け入れ数先進医療の認定状況等、時間外労働が必要な理由をサポートする資料、文面を適宜入力してください。

C2個人審査の基準・ポイント

厚労省の基準に加えて日本産科婦人科学会の審査として

・原則的に、**母体・胎児専門医、婦人科腫瘍専門医、内視鏡技術認定医の修練に関しては**、C2水準技能に該当すると考えられる。

・生殖専門医については、休日等に採卵の必要性などが生じるため、時間を選ばない技能に該当しうる。

・女性医学専門医については、時間外の必然性は一律には考えにくいため、個別審査で検討する。

専攻医やサブスペシャリティ修練医の指導に当たる医師も、その時間帯の指導の必要性や技能維持のためにC2水準が必要になるケースが考えられる。

・あくまで**個人の修練、技能維持として申請してください。（すでにサブスペシャルティ専門医を持っている先生はその維持等）**

※専攻医や研修医等の指導は技能として現状認められていません。

C2水準に該当する個人技能の1例

周産期関連分野

診療の時間帯を選択できない現場でなければ習得できない

- ・産科救急対応（早剥・産褥出血の対応、出血多量の分娩）
- ・癒着胎盤、産褥子宮摘出等
- ・双胎・胎児奇形の分娩等

同一の患者を同一の医師が継続して対応しなければ習得できない

- ・合併症妊娠（膠原病、腎疾患等の多診療科連携が必要等）

その技能に関する手術・処置等が長時間に及ぶ

- ・産褥出血のMFICU管理等

一般婦人科分野

診療の時間帯を選択できない現場でなければ習得できない

- ・婦人科緊急手術対応（地域の婦人科2次救急施設など）
- ・一般婦人科救急外来の対応等
- ・子宮外妊娠の管理等

この部分に該当します。いわゆる高度技能だけでなく、その技能の習得、維持に必要な技能（正常分娩●●件、帝王切開〇〇例）など、審査する側が時間外労働960時間を超える必要がわかりやすいように記載してください。

申譲するべき医療の技術の修得のために 必要な時間と年数を示す表			技術修得のために主体的に診療に携わる 研修予定期例数(計画年度別)			所属医療機関 の単位に込み 総例数		
1年目	2年目	3年目	1年目	2年目	3年目	1年目	2年目	3年目
件	件	件	件	件	件	件	件	件
件	件	件	件	件	件	件	件	件
件	件	件	件	件	件	件	件	件
件	件	件	件	件	件	件	件	件
件	件	件	件	件	件	件	件	件

※欄が不足する場合は適宜、行を挿入してください。

C2水準に該当する個人技能の例

内視鏡・腫瘍関連分野

診療の時間帯を選択できない現場でなければ習得できない

- ・婦人科緊急手術対応

同一の患者を同一の医師が継続して対応しなければ習得できない

- ・婦人科悪性腫瘍手術（卵巣癌・子宮頸がん・内視鏡下悪性手術等）
- ・婦人科悪性手術の術後管理等

その技能に関する手術・処置等が長時間に及ぶ

- ・婦人科悪性腫瘍手術（卵巣癌・子宮頸がん等）
- ・ロボット手術等

生殖医療専門施設・がん生殖関連施設

認定する個人技能の例

診療の時間帯を選択できない現場でなければ習得できない

- ・休日の採卵等

その他

- ・先進医療等

悪性腫瘍を申請する場合に良性手術
(●●件)など、審査する側が時間
外労働960時間を超える必要がわ
かりやすいように記載してください。

申譲するべき医療の技術の修得のために 必要な時間と年数を示す表			技術修得のために主体的に診療に携わる 研修予定期例数(計画年度別)			所属医療機関 の単位に込み 総例数		
1年目	2年目	3年目	1年目	2年目	3年目	1年目	2年目	3年目
件	件	件	件	件	件	件	件	件
件	件	件	件	件	件	件	件	件
件	件	件	件	件	件	件	件	件
件	件	件	件	件	件	件	件	件

※欄が不足する場合は適宜、行を挿入してください。

C2個人審査様式

(4) その他、特許登録のため必要な業務
(4) その他、技能修得のために必要な業務

(ウ)申請した技能分野の当該医療機関におけるC-2水準の指定について
 指定済 指定申請中 同時申請

(エ)意思確認
 当該技能研修計画は、自らの発展に基づき作成しており、作成した後も、下記の業務内容は
申請技能の向上のために、やむを得ず960時間以上の時間外・休日労働を含む場合があることを理解し、承認する。
 (医療機関担当者記入欄) 医療機関内の承認手続きを完了

上記技能研修・維持のため、当直、夜勤が●回必要
救急搬送対応が必要なため、オンコールが●回必要
学会発表が年間●回必要
他院への手術応援、当直で技能研修を行う
等、時間が長時間になる理由を補足する内容を記載して下さい。

原則的には同時申請
でお願いします。
(すでに他のC2水準を認められた医師
がいて、同じ技能で申請する場合は、指
定済みを選んでください。)

チェック

C2水準承認の書類

厚生労働省発医政 0809 第 2 号
令和 5 年 8 月 9 日

大阪大学医学部附属病院 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働省発医政 0809 第 12 号
令和 5 年 8 月 9 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

特定分野における高度な技能の修得のための研修を受けることが
適当である医師であることの確認通知書

令和 5 年 6 月 11 日付けで申請のあった下記事項については、良質かつ適切な医療
を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律
(令和 3 年法律第 49 号) 第 3 条の規定による改正後の医療法(昭和 23 年法律第 205
号) 第 120 条第 1 項に基づき、特定分野における高度な技能の修得のための
研修を効率的に行う能力を有する病院又は診療所であることを確認したので、これ
を通知する。

記

申 請 番 号 : 23HP0035
申 請 日 : 令和 5 年 1 月 10 日
病院又は診療所名 : 大阪大学医学部附属病院
住 所 : 大阪府吹田市山田丘 2-15
分 野 : 産婦人科

記

申 請 番 号 : 23DR0042
申 請 日 : 令和 5 年 6 月 11 日
氏 名 : [REDACTED]
生 年 月 日 : [REDACTED]

都 道 府 県 : 大阪府
病院又は診療機関名 : 大阪大学医学部附属病院
分 野 : 産婦人科
技 能 名 : 子宮・付属器悪性腫瘍に対する手術、周術期管理及び薬物療
法

当院でのC2水準技能取得例

技能名：子宮・付属器悪性腫瘍に対する手術、周術期管理及び薬物療法
(婦人科腫瘍分野)

技能名：合併症をもつ不妊症に対する生殖補助医療
(生殖医療分野)

技能名：婦人科悪性腫瘍に対する低侵襲手術とその周術期管理
(内視鏡/低侵襲手術分野)

技能名：合併症妊娠の分娩と周産期管理
(周産期分野)

今年度の最終審査委員会の申請締め切りは来年1月10日

医師の働き方改革 C2審査・申請ナビ

トップ

お問い合わせ



医師の働き方改革関連制度におけるC-2水準関連審査について
ご案内するページです。
C-2水準に関する様々な情報を発信しています。
また、C-2水準の適用を希望する医師の方、C-2水準医療機関の
指定を希望する医療機関職員の方が、C-2水準関連審査のため
の申請をオンラインで行うことができます。

C-2水準を申請する

C-2水準関連審査を申請される方は、以下の「C-2水準を申請する」をクリックしてください。

なお、令和4年度の申請締切は、令和4年12月19日（月）です。

C-2水準関連審査申請方法についての詳細が知りたい医師の方、医療機関の方は、こちらの資料をぜひご覧ください。

令和5年度第3回の審査委員会
申請締切：令和6年1月10日(水)

<https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp>

実際の申請手順

- ・施設アカウント（病院の事務方に依頼）を作成
- ・個人アカウント 個人で作成

以下のサイトから申請してください
(**2023年度第3回審査 締切：1月10日**)
<https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp>

- ・原則的に**施設、個人両方で申請してください。**（既にC2水準を取得しているご御施設では、技能名だけで結構です。）
- ・不明な点がございましたら、
ご不明な点、C2水準申請の参考資料等のご希望がございましたら
厚生労働省HPを参照
もしくは
日本産科婦人科学会 サステイナブル産婦人科医療体制確立委員会
事務局: ogems@jsog.or.jpまでお問い合わせください。
(返答まで時間を頂戴する場合があります)